

第2章 発展期

1985年—1994年

バブルに浮かれ、その崩壊に苦しんだ時代。日本は自信喪失ともいえる状態に陥ります。

東西冷戦に幕が下りて世界に市場経済が広がり、日本にはデフレの波が押し寄せます。

制度が発足して10年を迎えた専修学校は、生涯学習社会への歩みとともに発展を遂げていきます。



ベルリンの壁崩壊後、国境が開放され、壁に上る市民たち。1989年11月12日。

1985
昭和60年

制度発足10周年、振興・助成策が拡充

国家公務員採用試験の受験資格、年齢を専門学校生に配慮

地方交付税積算に、専修学校への補助が追加され、人事院は、2年制の専門学校（専修学校専門課程）卒業者に、国家公務員試験Ⅱ種の受験資格を与えるなど、専修学校に学ぶ学生・生徒に対する制度的改善が図られています。

専修学校制度が成立して10周年を迎えた1985（昭和60）年7月1日、私学会館で、専修学校制度10周年記念式典が全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）の主催で行われました。

大沼淳全専各連会長、松永光文部大臣のあいさつをはじめ、多数の国会議員の祝辞が式典、祝賀会を盛り立てました。

翌2日には九段会館で、「国際社会と教育」をテーマに、ソニーの盛田昭夫代表取締役会長による記念講演が行われ、続いて、シンポジウム「専修学校21世紀への展望」が、大塚雄司専修学校等振興議員連盟事務局長、木田宏日本学術振興会理事長、堤清二西武流通グループ代表

大沼全専各連会長によって行われました。

シンポジウムでは、模範解答のないこれからの時代を生きるにあたって、専修学校は次代を創造する教育を行う専門教育機関として、オリジナリティーをもつことの重要性が確認されました。

10周年記念事業としては、さらに、10月に駒沢オリンピック公園総合運動場体育館で卓球大会を開催しました。団体は男子15チーム、女子14チーム、個人は男子88人、女子86人が参加しました。

また、全専各連の事務局は、10周年を機に、九段ポンピアンビルから、私学の様々な団体が集まる私学会館別館に移転しました。

専修学校の地方交付税積算が決定

10周年の区切りは、助成、振興が拡充した年でもありました。

助成では、専修学校の地方交付税積算

が決定しました。地方交付税は、地方自治体の必要経費のうち、地方税で賄えない分を、国税で一定割合、各自治体に公平に補填するものです。

初年度は標準県100万円、総額7000万円を開始されました。

また、この年、国家公務員採用試験制度が改正されました。

新設されたⅡ種試験の受験資格は、21歳以上29歳未満となりましたが、これでは多くの専門学校生が受験できません。

そこで、全専各連は人事院と文部省に働きかけ、専門学校生は20歳未満でも受験資格が認められることになりました。

なお、その際の要件は次の3点です。

- ① 修業年限2年以上の専門課程。
- ② 授業時数が1600時間以上。
- ③ 履修の成果が筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件にしている。



記念講演とシンポジウム。



専修学校制度10周年記念式典。

3年制高等専修学校卒業者に、大学入学資格を付与 後期中等教育機関としての位置づけが確立

中曾根内閣(第2次)は臨時教育審議会を発足。社会の高度化、国際化、高齢化などに対応した教育のあり方を探ります。臨教審答申が打ち出したのが「生涯学習」でした。この中の「具体的改革提言」を受け、

3年制高等専修学校(専修学校高等課程)は後期中等教育機関としての位置づけが明確になり、進路選択の道が広がります。

中曾根康弘首相のイニシアティブで内閣直属の臨時教育審議会が1984〔昭和59〕年に発足します。25人の委員、20人の専門委員からなり、大沼淳全国専修学校各種学校総連合会(全専各連)会長も専門委員の一人となりました。

審議会は、「個性重視の原則」を謳う第1次答申(1985〔昭和60〕年6月)に続く第2次答申(1986〔昭和61〕年4月)で「生涯学習体系への移行」という教育再編成の方向を示しています。そして、第3次答申(1987〔昭和62〕年4月)で施策を打ち出しています。

3年制の高等専修学校卒業生への大学入学資格の付与は、専修学校関係者の強

い願いでした。臨教審は、これを第1次答申で取り上げ、「受験競争加熱の是正のために」という項目の中で、次のように提言しています。

「2. 機会の多様化・進路の拡大

①大学入学資格の自由化・弾力化
高等教育の門は可能なかぎり多様で幅広くすべきであるとの基本的認識の下に、修業年限3年以上の高等専修学校の卒業生などに対し、大学入学資格を付与することについて、政府においてできるかぎり速やかにその具体的方途を検討すべきである。」

この答申から3か月後の9月19日、3年制高等専修学校の文部大臣指定校修了者は、「大学入学資格に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」として官報告示されました。指定の要件とされたのは、

- ①修業年限3年以上。
- ②卒業に必要な総授業時数2800単位時間以上。
- ③普通科目(国語、社会、数学、理科または外国語)の総授業時数は420単

位時間以上、ただし105単位時間までは教養科目(芸術、保健・体育、家庭、礼儀・作法など)で代替することができ、など。

指定は、文部省が各学校の学科ごに行い、初年度の1986〔昭和61〕年度は、全国で123校140学科が指定を受けました。

以降、毎年10月の官報で、翌年度の新規大学入学資格付与指定校が告示されています。3年制高等専修学校が高等学校と並ぶ後期中等教育機関と位置づけられたことで、指定校卒業者は大学、短期大学へと進学先が広がりました。また、保母、栄養士など公的職業資格取得の道も開かれました。

なお、2001〔平成13〕年に高等学



臨教審の審議が進み、専修学校を視察する中曾根首相の一行。

校の学校教育施行規則が変わり、卒業に必要な単位数が80から74に引き下げられたことにもなっており、現在では卒業に必要な総授業時数は2590時間となっています。

専修学校の無料職業紹介事業が、許可制から届出制に

学校が学生・生徒に仕事を紹介をする場合、それは、職業安定法により、無料職業紹介事業とされています。専修学校は職業教育機関でありながら、この無料職業紹介事業を行うには、労働省に許可をとることが必要でした。一方、高等学校、短期大学、大学は届出をするだけで済んでいます。

それが、人材派遣法の成立に関連して職業安定法が改正され、専修学校も高等学校、短期大学、大学などと同様に1986〔昭和61〕年7月1日から届出制になりました。

このことも、専修学校の職業教育機関としての機能の充実、強化の一助となりました。

次なる専修学校制度を見つめて

3つの課程の特性に応じた、それぞれの制度を

専修学校は、時代に即応する教育機関です。日本の社会と教育がダイナミックに変化する中、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）は専修学校制度を見つめ直す作業に取りかかりました。

全専各連は専修学校制度を時代に合ったものに改めるべく、専修学校各種学校制度検討委員会を発足し、シンポジウムと全国の支部へのアンケートを踏まえ、1987〔昭和62〕年6月に制度改正の最終案をまとめました。

これからの専修学校各種学校制度のあり方についての提案

①課程別と名称のあり方…専門課程、高等課程、一般課程の名称を廃止し、それぞれ専門学校、高等専修学校、生涯学校（仮称）と別個に位置付けし、独立の規程・設置基準を設ける。一般課程と各種学校を統合し、基準の弾力化をはかって、生涯学習機関としての位置付けを明確にする。

②修業年限と最低授業時数…専門学校は2年以上、高等専修学校は3年制を原則とする。指定養成施設の場合、修業年限の上限について省庁間の調整をはかる。最低授業時数は専門学校、高等専修学校の実情に合

わせて基準時間を引き上げ、一般課程と各種学校については基準緩和をはかる。

③教員資格…一条校とは異なった教員資格を明確に定める。

④最低の生徒（学生）定員数…専門学校は総定員を80人以上とし、高等専修学校は総定員120人以上とすることが望ましい。生涯学校は必ずしもその限りでない。

⑤最低施設条件と所有権…「保有」が原則であるが、都道府県によって統一されていないので統一が望まれる。学校規模の著しい格差が生じており、最低条件は検討の余地がある。

⑥設置者（学校法人、他法人、個人）…専門学校、高等専修学校は学校の公共性、永続性の観点から学校法人が望ましい。生涯学校は必ずしもその限りでない。

⑦カリキュラム…専門教育とともに一般教育科目の充実をはかる。3年制高等専修学校については大学入学資格の付与、専門学校については4年制大学の3学年編入、大学、短期大学との単位互換が望まれる。

⑧卒業にともなう各種の卒業資格…2年制専門学校卒業生の各種卒業資格は短期大学と同等に扱うこと。専修学校と各種職業資格・技能検定との関連について、検討と改善を加えること。

⑨学科による分野別分類とその名称…社会の高度化、多様化によって分野の区分が困

難になっており、検討の余地がある。

⑩国際化への対応…

外国人留学生受け入れ問題

国費留学生制度の充実、私費留学生の受け入れ体制整備、日本語学校の整備充実等の諸施策を推進していきたい。

⑪その他の振興策…専修学校の地域的普及を推進すること。

文部省の臨時教育審議会（臨教審）の第2次答申は、高等教育機関の範囲を次のように示しました。

「現在我が国において高等教育段階の機関に数えられるものには、大学院、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校卒業以上を資格とする各種学校や政府各省庁の教育機関などがあり、（中略）今後、それぞれの目的と役割に応じて、その個性化、多様化を推進し、相互の連携と協力を深めるよう努めなければならない」

短期大学、高等学校と同等の 公的職業資格取得の 受験資格が認められる

全専各連は、1986〔昭和61〕年10月、臨教審に対して、「公的職業資格取得の要件に関する要望書」を提出。次の

4つを求めました。

①公的職業資格取得の要件に関して、専修学校専門課程（2年制以上）卒業者については、短期大学卒業者と同等に扱うこと。

②専修学校高等課程（3年制以上）卒業者については、高等学校卒業者と同等に扱うこと。

③公的職業資格関係法令中、短期大学や高等学校と「同等以上」の学歴を資格取得要件として規定しているものについては、専修学校専門課程（2年制以上）や高等課程（3年制以上）が「同等以上」に該当することを明確にすること。

④専修学校と一条学校との連携を推進すること。

同時に、全専各連は各種国家公務員の採用について、人事院に陳情を行いました。専門課程2年制以上の卒業者には航空管制官、外務省専門職員の受験資格を、高等課程3年制指定校卒業者には航空保安大学校生、海上保安大学校生、海上保安学校生、気象大学校生の受験資格付与を求めました。

人事院は関係省庁と調整し、1987〔昭和62〕年2月、これらすべてに受験資格が認められることになりました。

1988
1989

昭和63年
平成元年

専門学校への進学率、大学に次ぐ

消費税導入に「公平」「教育非課税」を訴え、非課税を実現

戦後のベビーブーマーの子どもたち、団塊ジュニア世代が高等学校を卒業したが、昭和の終わりから平成のはじめにかけてでした。

18歳人口が増加する中で、高等教育機関への進学も構造的な変化を遂げていきま

す。
丙午（1986）生まれにあたる1985〔昭和60〕年度の高等学校卒業者は、前年度より約11万人少なく、約137万人でした。以降、18歳人口は増加を続けます。

文部省は新高等教育計画を手直しし、大学、短期大学など高等教育機関への入学定員を増やしますが、志願者はそれ以上に増え、その結果、不合格者も増加します。1990〔平成2〕年度の不合格者数は史上最高の44万人に達したのです。

そうした動きの中で、1988〔昭和63〕年には、専門学校（専修学校専門課程）進学率は12%台に上り、短期大学を上回ります。

短期大学が伸び悩んだのは女子の4年

制大学志向が高まったためといわれます。また、専門学校の男女比は、1985〔昭和60〕年に42対58であったのが、学生数のピークとなった1993〔平成5〕年には48対52となりました。

過熱する広報活動に 自主規約で適正化を進める

専門学校は入学者数を大きく伸ばしていきませんが、それは激しい学生獲得競争とともにありました。

南関東ブロック専修学校等広告倫理綱領委員会が1985〔昭和60〕年12月に設けられ、会合を重ね、「専修学校・各種学校の表示に関する自主規約」を定めました。翌1986〔昭和61〕年度の第28回南関東ブロック会議で、それが提案され、了承されました。

自主規約は、例えば、事実と著しく異なる表示や、実際よりも著しく優良、有利であると誤解されるような不適切表示を禁止。「全国一」など最高級の優位性を唯一性を示す用語は、客観的事実に基

づく数値確実な根拠を示すことなしには掲載しないこと、「絶対」「100%」などの完璧性を謳わないこととしています。

また、文部省も専修学校の広報活動について関心を示し、同省による「専修学校教育の改善に関する調査研究協力者会議」（1986〔昭和61〕年発足）は、

1987〔昭和62〕年6月に提出した報告書で、「適正な生徒募集の在り方」について提言しています。

そこには、広告表示の適正化を図ることの他に、専修学校の概要表（仮称）の作成と活用、高等専修学校（専修学校高等課程）の広報の充実、中学校・高等学校の進路指導資料の作成、そして専修学校の学校見学会の開催などが盛り込まれました。

それを受けて全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）は、1987〔昭和62〕年6月の定例総会で自主規約を採択。1989〔平成元〕年、理事会での決定を受けて、広報委員会を設置しました。

高等学校との連携を強めるとともに、



タイプの実習、高等専修学校の授業風景。

「専門学校概要」をそれぞれの県などで作成し、活用を徹底し、併せて、自主規約の遵守を全国に広げていきました。（P131参照）

1989〔平成元年〕年、消費税が導入されました。

政府税制調査会が1986〔昭和61〕年に売上税の導入を打ち出した際、大学、短期大学、高等学校などは課税対象に入らず、専修学校は対象とされました。そこで、全専各連は、これに反対の声を挙げ、税制改正大綱には専修学校・各種学校（1年以上）とも非課税とすることが盛り込まれた、という経緯があります。

消費税についても同様に「公平」「教育非課税」を訴え、非課税を実現しました。

生涯学習振興法が成立

本格化する、文部省の生涯学習への取り組み

多くの人にとって耳新しい概念であった「生涯学習」は、生涯学習振興法の成立によって、法的に裏づけられました。

文部省の取り組みも、イベント、地域での取り組みと行われ、都道府県レベルでも生涯学習促進事業が広がっていきま

した。「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）が1990〔平成2〕年6月に成立し、7月から施行されました。

同法の柱の一つは、文部省に生涯学習審議会を設置して、生涯学習についての施策を関係省庁に建議することができること。

もう一つは、各都道府県は、地域での社会教育や文化活動などを行う地域生涯学習基本構想を立てたり、生涯学習審議会を設置したりすることができるということです。

1988〔昭和63〕年に文部省の機構改革が行われ、社会教育局に代わって、

生涯学習局が設置されました。この法律が施行されたことよって、生涯学習に法的な裏づけができました。

生涯学習局は文部省の筆頭局に位置づけられ、学校教育、社会教育、スポーツや文化活動にわたる生涯学習を推進する総合的な企画・調整を行うことを目的としています。

専修学校は、それまで高等教育局私学部私学行政課が所管していました。新たな生涯学習局のもとには専修学校教育振興室が設けられました。

「まなびピア」、開放講座がスタート

文部省の生涯学習への取り組みは、本格化し、1989〔平成元〕年11月、第1回生涯学習フェスティバル「まなびピア89」が、千葉県の幕張メッセのこけら落としとして開催されました。数多くの専修学校のブースも設置され、生涯学習への取り組みを紹介しました。以降、生涯学習フェスティバルは、各都道府県を

めぐりながら開催されていきます。

また、1990〔平成2〕年度は、文部省の専修学校補助による開放講座事業がスタートしました。

これは、住民の多様な学習ニーズに答え、地域の学習機会を整備することをねらいとしています。専修学校の持つ専門的教育機能を地域に開放し、住民の生活や職業に必要な知識・技術や、一般教養についての学習機会を提供していくというものです。

全国で235講座、約7000万円が予算化され、1校あたり30万円が補助されました。

また、都道府県レベルでも同様の生涯学習促進事業が広がっていききました。

いち早く1985〔昭和60〕年に取り組みを開始していたのが群馬県でした。社団法人群馬県専修学校各種学校協会主催による生涯学習促進事業の参加校に補助金が交付され、受講料無料の講座が開かれました。これは今日まで続けられています。



毎年各地を巡って行われる生涯学習フェスティバル（写真は1999年に開催された「まなびピア広島」）。

また、栃木県では1992〔平成4〕年に「とちぎ教育の日」のイベントがスタートし、社団法人栃木県専修学校各種学校連合会はこれに参加。講演の他、今日では学生・生徒による研究発表も行われるなど、継続して取り組まれています。このように講座やイベントの他、生涯学習ガイドの発刊など、行政の支援を受けて各地で様々な振興策が立ち上がり、その後も進められていきました。

1991
平成3年

大学などによる単位認定の制度を創設

大学設置基準の改正が行われる

m18歳人口の急増の後には、急減がやってくる。そうした事態に向けて、文部省の大学審議会は、「自由競争」「自然淘汰」の方向を提示します。

そして文部省は、専修学校での学びが、大学で単位として認められる制度を創設します。

1991〔平成3〕年5月、大学審議会は答申を発表しました。高等教育計画部会は、近い将来に18歳人口の急減を控え、「経営環境が厳しくなり、私学が廃校に追い込まれる場合もある」と指摘し、自由競争重視の考えを示しました。

その方向のもと、大学教育部会は、各大学が自主的にカリキュラムを編成できるようにする大学設置基準の大綱化を提言し、大学以外の教育施設での学習の成果を大学の単位認定の対象とすることを提唱しました。また、自己点検・評価システムの確立、学士号の種類の廃止、学位授与機関の創設なども提言しています。

同年6月、文部省はこれらを踏まえて、

大学設置基準を改正し、7月1日から施行しました。

新しい設置基準には「自己評価等」として、教育研究活動の自己点検と評価に努力規定を設けています。

そして、「文部大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる」とし、「別に定める学修」については「専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上」で「大学教育に相当する水準を有する」ともなっています。

そして、これによって与えることのできる単位数は、大学は30単位まで、短期大学は15単位までとしています。

認定については、それぞれの大学に任せられますが、これが専門学校（専修学校専門課程）と大学・短期大学との単位互換、編入学につながっていききました。

分かりやすい専修学校制度をめぐり、全専各連が提言

同年6月、全国専修学校各種学校総連

合会（全専各連）は総会において、専修学校制度のあり方について提言をしました。その内容は、

「分かりやすい専修学校制度」とするために、現在の課程区分ではなく、専門学校設置基準と改定すること。

修業年限は2年以上で、年間授業時数は800時間から1000時間に増やすこと、定員数や施設なども高等教育機関にふさわしいものに引き上げていくこと、また設置者は学校法人を原則とすること。

また、専門学校の教育そのものの質の向上について、専門学校教育の基準化、教員の資質の向上とともに、自己評価システムの導入を提言しています。

文部省、専修学校への進路指導の手引を刊行

文部省は、中学校・高等学校での進路指導のための教員向けのテキストとして「専修学校への進路指導の手引」を編纂し、1991〔平成3〕年3月に刊行。

これは、総務庁行政監察局が1987



全専各連は、1991〔平成3〕年より青年懇話会を発足しました。毎年、会員校の若手、中堅クラスの職員による3泊4日「経営戦略セミナー」を開催。ともに学びあうとともに、親睦を深め、専修学校各種学校のさらなる発展をめざしています。

〔昭和62〕年1月にまとめた行政監察結果報告書での求めに応えたものです。

同報告書では、過熱する専修学校の募集活動と広告について改善され、かつ高等学校、中学校で適切な進路指導が実施されるよう、文部省が指導していくことを求めています。

専門学校の課題に取り組む

18歳人口の減少を目前に

専門学校の成長は著しく、文部省の中央教育審議会、大学審議会、生涯学習審議会などにおいても大学、短期大学と並ぶ重要な高等教育機関として取り上げられて、その存在感を増していきました。そうした中で、全国専門学校協会が発足しました。

文部省の生涯学習審議会は1990〔平成2〕年8月に発足し、1992〔平成4〕年7月に答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」を提出しました。当面重点をおいて取り組むべき事項として、次の4点を挙げています。

- ① 社会人を対象としたリカレント教育の推進。
- ② ボランティア活動の支援・推進。
- ③ 青少年の学校外活動の充実。
- ④ 現代的課題に関する学習機会の充実。

これらに対して、「専門的技術教育や職業教育の分野では、専門学校の機能を積極的に活用することが望ましい」とし、

「専門学校の卒業生に大学編入資格等を認めることについて、社会人の大学における学習機会を広く確保し、産業界の技術者等の充実を図る観点からも、今後検討」することを求めています。

また、リカレント教育の評価の中で、「専門学校等における学習で習得した専門的・実践的な知識・技術等の学習成果に対して一定の称号を付与するなど、社会的な評価を確立するための方策を検討することが必要である」としています。

全国専門学校協会の発足

全国専門学校協会が1992〔平成4〕年、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）の課程別部会として全専各連の総会で承認され、11月、全国から約500人が出席して設立総会が開かれました。

専門学校（専修学校専門課程）は、18歳人口の減少を目前にして、大学、短期大学との格差が依然としてあるため、危機感を募らせていました。それが協会設立につながりました。

「まず学校法人立の専門学校が、自らの姿勢をただし、総力を挙げて課題に取り組む」と、発起人代表の大森厚全専各連会長は、設立総会で呼びかけました。当面する課題として、次の点が挙げられました。

1. 制度改革関係

- ① 専門学校から大学への編入学制度を認めること。
- ② 専門学校卒業生の学歴評価となる公的称号授与制度を創設すること。
- ③ 関係法令中にある「準学校法人」の表現を「学校法人」に改めること。

2. 留学生関係

- ① 専門学校卒業生に日本での「就労ビザ」を発給すること。
- ② 留学生の学費一部免除を行う専門学校に免除相当額の国庫補助を実現すること。
- ③ 専門学校留学生の帰国後の学歴を保障すること。

3. 税制改正関係

- ① 学校法人立専修学校を特定公益増進法人に追加すること。



留学生への生活指導を行うための研修を定期的にも実施

- ② 財団法人専修学校教育振興会を特定公益増進法人に追加すること。
- ③ 私学振興財団を通じて行う非課税寄付の範囲を経常費にまで拡大すること。

4. 日本育英会奨学金関係

- ① 奨学金の支給対象となる学生数を大卒に拡大すること。
- ② 留学生に対する特別奨学金制度を新設すること。

5. 補助金関係

- ① 私学振興助成法改正による経常費に対する国庫補助を実現すること。
- ② 現在行われている大型設備費補助の大幅な増額を早期に実現すること。
- ③ 地方自治体による助成制度を拡充すること。

高等専修学校での学習を、高等学校の単位として認定 生徒の選択肢を広げ、弾力的な教育制度へ

文部省の中央教育審議会は、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革」案を打ち出し、文部省は学校教育法施行規則を改正。

高等専修学校（専修学校高等課程）での学習は高等学校の単位として認定することができるようになりました。そして、専修学校と大学、短期大学、高等学校などとの税制面での格差を解消。専修学校関係者による運動は一步步前進していきます。

第14期中央教育審議会の学校制度に関する小委員会は、高等学校の教育の改革と、これに関連する高等教育の課題と生涯学習の基盤整備について審議し、1991〔平成3〕年4月の最終答申で、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革」案を打ち出しました。それは、高校生の選択肢を広げ、コース替えなどの自由を認めた多様で弾力的な方向を示したものでした。そして文部省初等中等教育局は、ここでの提言を具体化する作業に入り、翌1

992〔平成4〕年6月、「専修学校の学習成果を高等学校の成果として認めること」という提言に対して、合計20単位以内で認める方向を示しました。

これを受けて文部省は、学校教育法施行規則を改正、1993〔平成5〕年4月から、高等専修学校での学習が高等学校の単位として認定されるようになります。

税制に対する粘り強い運動

「特定公益増進法人」という制度があります。

これに指定されると、個人が寄付をした場合には、所得の25%まで寄付金額マイナス1万円の所得税の控除が申請できます。（平成17年より30%）

企業が寄付をした場合は、一般寄付における控除の限度額とは別に、それと同額が損金算入できるといふ制度です。

これが適用されるのは、大学、短期大学、高等学校などの一条校で、専修学校は含まれていませんでした。

専修学校の特定公益増進法人化に向け

た運動は、全国専門学校協会を結成して、専修学校等振興議員連盟の支援を得て強力な陳情をすることで、実現に向かって大きく動いていきました。

1993〔平成5〕年、税制の改正が行われ、特定公益増進法人の範囲に、一定の専修学校を設置する進学校法人が追加されたのです。

特定公益増進法人の対象となる進学校法人とは、

①専門課程または高等課程を設置する専修学校。

②授業時間数が専門課程は1700時間以上、高等課程は2000時間以上。税制上の優遇措置がとられたことよって、寄付金を受けやすくなり、教育の質の向上や経営の安定につなげることができるようになりました。

かつて消費税が導入された1989〔平成元〕年には、「公平」「教育非課税」を原則に陳情し、一条校と同じ扱いを実現しています。

また、1992〔平成4〕年1月から施行された地価税は、学校法人立の専修



専修学校等振興議員連盟の総会。1993〔平成5〕年、ホテルニューオータニ。

学校・各種学校は非課税とする措置がとられました。

1994〔平成6〕年度、相続税関係で「相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲」に「一定の専修学校を設置する進学校法人」が追加されました。

なお、非課税対象となる進学校法人の要件は、特定公益増進法人と同様です。これによって、進学校法人に対して、相続や遺贈によって取得した財産を贈与した場合、一条校と同じようにその相続税が非課税となりました。

自由競争の時代へ

学習の成果を評価。学校間の連携もスムーズに

大学が自由競争の時代になるとともに、文部省は専修学校制度の見直しに取りかかりました。学習の成果を適切に評価するための措置として、専門学校（専修学校専門課程）修了者への「専門士」の称号付与に関する規定を制定。翌年から専門士が誕生します。

文部省は、1994〔平成6〕年3月に大学入学資格検定（大検）規定の一部改正を行い、高等専修学校（専修学校高等課程）の学修および知識・技能に関する審査（技能審査）の合格者に対し、大検の受験科目を一部免除することになりました。高等専修学校については、大学入学資格が付与されている3年制の学科の中退者などに対して、修得済みの授業科目のうち、大検受験科目に相当する科目を一定時間以上履修した場合、その科目の受験が免除されます。

技能審査の合格者に対して免除される受験科目は、次のものです。

- ①英語・実用英語検定（日本英語検定協会）、英語検定試験（全国商業高等学校協会）

会）の2級以上の合格者。

- ②簿記会計・簿記実務検定試験（全国商業高等学校協会）、簿記検定試験（日本商工会議所）、簿記能力検定試験（全国経理学校協会）の3級以上の合格者。
- ③情報関係基礎・情報処理活用能力検定（丁検）（財団法人専修学校教育振興会）。

専門学校修了者への「専門士」の称号付与を告示

大学設置基準が大綱化され、大学が自由競争の時代になり、文部省は専修学校制度の見直しに取りかかりました。

「専修学校教育の充実・振興に関する調査研究協力者会議」を1992〔平成4〕年5月に設け、1994〔平成6〕年2月に報告書をまとめました。専修学校、とくに専門学校の現状について「高等教育人口の約20%を占め、入学者数では36万1000人で高等教育全体の入学者数の約31%を占めるまでに至っている」と述べ、次のような課題を挙げています。

- ①専修学校の一層の充実を図る必要がある。

- ②社会人・職業人の学習ニーズに対するリフレッシュ教育をはじめ、リカレント教育の面での専修学校に期待。積極的な対応を求め。
- ③生涯学習社会の構築のため、学習の成果を適切に評価していくための措置が必要。
- ④大学など他の高等教育機関との連携・協力により、教育内容の充実を図ることが必要。また、より高度な学習を希望する者に対して大学等における学習の機会の提供を推進することも必要。

これらの提言に基づいて、文部省は、1994〔平成6〕年6月21日、専修学校設置基準の一部を改正する省令と、専門学校修了者に対する「専門士」の称号付与に関する告示を出しました。

改正された内容は、専門課程では、総授業時数の概ね10分の8程度を専門教育にあてるとした従来の規定を廃止して、「授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならぬ」としました。



職業に結びついた学び、高等専修学校の授業風景。

また、「他の専修学校等における授業科目の履修等」で、高等課程では他の高等課程の授業科目の履修を、専門課程では他の専門課程の履修または大学、短期大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を、総授業時数の4分の1を超えない範囲で、それぞれの課程における選択科目の履修とみなすことができるとしています。

こうした連携を図りやすくするため、授業時数を単位数に換算する計算方法も定めています。また、社会人の受け入れを推進するために昼夜開講制、科目等履修生について規定を設けています。また、分野区分について、「家政関係」を「服飾・家政関係」に改めました。